

女性の活躍促進について

【担当省庁】内閣府、厚生労働省

男性の育児休業取得を促進する「中小企業両立支援助成金」の制度設計

京都府では、京都ワーク・ライフ・バランスセンターを中心に、中小企業における仕事と生活の調和の取組を推進しているところであるが、男性の育児休業の取得状況は低調である。

女性の活躍促進や少子化対策には、男女がともに育児を担うことが重要であることから、今年度創設される「中小企業両立支援助成金」については、75%が1月未満に集中する男性の育児休業取得期間の実態を踏まえて、従来の助成金の要件である取得期間（6月以上）を短縮するなど、男性の育児休業取得をより一層促進する制度設計としていただきたい。

企業等における女性の登用を促進する地域ぐるみの取組のための「地域女性活躍加速化交付金」の継続

京都府では、京都府男女共同参画センターが採択を受けた内閣府の「地域女性活躍加速化交付金」事業により、経営者団体・労働者団体・行政等が一体となった推進体制で、府内企業の女性の活躍実態調査や管理職予備層に対する研修などを実施することとしている。

政府の掲げる2020年までに企業における指導的地位（管理職）にある女性の割合を30%まで引き上げるとの目標の実現のためにも、地域における関係団体・企業等が連携した推進体制により、地域の実情を踏まえた取組を継続して実施する必要があるため、次年度以降も交付金を継続していただくとともに、活動に必要な予算額を確保していただきたい。

<現状・課題等>

中小企業両立助成金【国制度】

育児復帰支援プラン助成金（新規）		H26.10月以降開始
中小企業団体に配置された「育児復帰プランナー」による支援のもと「育児復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育児を取得した場合、及び当該育児取得者が復帰した場合に中小企業事業主に支給		
支給額等	支給対象事業主1回当たり 30万円 1企業当たり2回まで (1回目：プランを策定し、育児取得した時 2回目：育児者が職場復帰した時)	
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> 従業員300人以下 育児復帰プランナーの支援・プラン策定・導入 男女問わず育児取得期間（未定） 等	

(参考)

- ・男性の育児休業取得率 全国平均 1.72 % (平成 21 年)
京 都 府 1.28 % (平成 21 年)

- ・男女別育児休業取得期間 (厚生労働省 平成 24 年雇用均等基本調査)(%)

	1月 未満	1月～ 3月未満	3月～ 6月未満	6月～ 1年未満	1年 以上
男 性	75.5	17.9	2.2	3.9	0.5
女 性	2.8	4.8	6.9	55.7	28.9

「地域女性活躍加速化交付金」の概要

目 的	企業等における女性の登用等に向けた地域ぐるみの取組を支援することにより、関係団体・企業等の連携を促進し、女性の活躍を加速する
交付対象	都道府県・市町村・NPO・公益法人・商工会議所等
予 算	1億 2500 万円 (上限 500 万円 × 採択 25 団体)
採択状況	採択数 15 団体 / 応募数 47 団体 (1 次募集結果)

京都女性活躍加速化事業 (H26.3 月内閣府採択)

申請主体	京都府男女共同参画センター ((財)京都府民総合交流事業団)
構成団体	京都府・京都市・府市男女共同参画センター・京都労働局・京都経営者協会・連合京都・大学コンソーシアム京都
予 算	500 万円
事業期間	平成 26 年 3 月～平成 27 年 3 月
事業内容	府内企業の女性活躍実態調査 活躍する女性・企業の見える化 - 活躍女性の事例集・ホームページ作成 - 活躍女性講師による大学生へのキャリアデザインセミナー 管理職予備層の人材育成 - リーダー養成講座・悩み相談 - 企業女性活躍シンポジウム

(参考) 管理職に占める女性の割合 (平成 22 年・都道府県別) 内閣府HPより

- ・京 都 府 15.6 % (全国 7 位)
- ・全国平均 14.0 %

【京都府の担当部局】

府民生活部 男女共同参画課 075-414-4291